

公益財団法人 滋賀県産業支援プラザ

中小企業版 SBT 認定取得支援事業 実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人滋賀県産業支援プラザ（以下「プラザ」という）が行う「中小企業版 SBT 認定取得支援事業」（以下「本事業」という）の実施について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) SBT (Science Based Targets) 認定

パリ協定（世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする）が求める水準と整合した、5年～10年先を目標年とした温室効果ガス排出削減目標を、企業自らが設定して行動することを求める枠組。国際イニシアチブである SBTi が目標の妥当性を確認して認定を与えている。

(2) SBTi

世界自然保護基金 (WWF)、カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト (Carbon Disclosure Project, CDP)、世界資源研究所 (WRI)、国連グローバル・コンパクトの4者からなる SBT 認定の枠組を推進するイニシアチブ。

(3) 中小企業者

SBTi が求める中小企業版 SBT 認定の申請要件に該当する者をいう。

(事業目的)

第3条 この事業は、CO₂ ネットゼロ社会づくりに向けて CO₂ 排出量削減の取組を行おうとする中小企業者に対して、中小企業版 SBT 認定（以下、「認定」という）の取得に必要な申請費用を助成することで、CO₂ 削減取組に向けた機運の醸成と中小企業者の自発的な CO₂ 削減の取組を促進することを目的とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という）は、補助金の交付決定が行われる年度（以下、「補助事業年度」という。）の前年度の10月1日から補助事業年度の1月31日までに支払いを済ませ、認定を取得したことが SBTi より公表された申請費用とする。

2 補助限度額は1者あたり10万円とし、補助事業者に対し1回限り交付するものとする。

(補助対象事業者)

第5条 本事業の補助対象となる者は、本社が滋賀県内にある中小企業者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 県税に滞納がない事業者および事業活動において関係法令等の規定に基づく許認可等の必要な手続きを了している事業者

(2) 事業者および事業者の代表者もしくは役員または事業者の経営に実質的に関与している者ならびに個人が、次のいずれにも該当しない者

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する者は対象としない。

(1) 同一の申請内容で、国、他の地方公共団体の補助金の交付を受けている者又は受けようとしている者

(補助金の交付申請等)

第6条 補助金の交付を希望する者は、補助金交付申請書（様式第1号）に別表1に掲げる書類を添えて、補助事業年度の2月15日までにプラザに提出しなければならない。

2 補助金交付申請書の受付は、プラザ予算の範囲内において先着順に行うが、予算の範囲を超えた受付日をもって申請の受付を終了（プラザの営業時間内に受付したものに限り）し、翌日以降の補助金交付申請書は返却する。

(実績報告書)

第7条 実績報告書については、第9条第1項の交付決定があった場合、前条第1項に規定する交付申請書および添付書類をもって提出があったものとする。

(交付請求書)

第8条 交付請求書については、第9条第1項の額の確定があった場合、第6条第1項に規定する交付申請書をもって提出があったものとする。

(補助金の交付決定、額の確定および支払)

第9条 プラザは、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適正と認めるものについて、申請書の提出があった日から30日以内に補助金の交付決定、額の確定（様式第2号）および支払を行うものとする。

2 プラザは、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、その理由を付して補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第10条 プラザは、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、第6条の規定による交付

の決定の全部または一部を取り消すものとする。

- (1) この要領および規則に違反したことによりプラザの指示を受け、この指示に従わないとき
- (2) 補助事業の内容がこの要領の規定を満たさない事実が明らかになったとき
- (3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為があったとき

(補助金の返還)

第11条 プラザは、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し、補助金の返還を命ずるものとする。

(データ等の提供)

第12条 プラザは、第3条の規定による目的に必要な範囲において、補助事業者に対し、対象事業の普及に資するデータ等の提供を求めることができる。

2 補助事業者は、プラザが前項の規定によるデータ等の提供を申し出た場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(成果の普及)

第13条 プラザは、本事業による支援を受けて認定取得をした事例のうち、支援の効果が確認できた案件について、支援を受けた者の了解を得て機関誌、ホームページ等を活用して中小企業者等に情報提供することにより、同様の課題を抱える中小企業者等の課題解決に資するものとする。

(補 則)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項についてはプラザ理事長が別に定めるものとする。

付 則

この要領は令和7年4月1日から施行し、令和7年度分の事業から適用する。

別表1 補助金交付申請書類（第6条関係）

番号	提出書類	補足
1	補助金交付申請書	様式第1号
2	本社が滋賀県内であることを確認できる書類	ホームページ等
3	県税の納税証明書（未納がないことの証明）の写し	発行日より3か月以内のもの
4	支出証拠書類（振込証明書等）の写し	
5	中小企業版 SBT 認定を取得したことを確認できる書類	SBTiの認定済企業公表ホームページの写し
6	振込口座を確認できる書類	振込口座通帳の写し等
7	その他プラザが必要と認める書類	